

議案第161号

静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について

静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。